

浜田市立周布小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

いじめ防止対策推進法第13条、浜田市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

1. いじめに対する基本認識と基本姿勢

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。（平成25年10月11日 文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」）

上記の考えのもと、本校では「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有する。

2. いじめ未然防止の取組

児童一人一人が互いに認め合い、相手を思いやる態度を育てると共に、学習場面においては、児童に基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むように努める。

◇児童にとって安心・安全な学校・学級づくり

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- ・生活ルールや学習規律を守るための一貫した指導

◇確かな学力を育む授業づくり

- ・一人一人が自信をもち、活躍できる学習活動
- ・友達と伝え合う活動を重視した学習活動
- ・かかわり合い・伝え合いによって課題を追究する授業を目指した授業研究・研修

◇他を思いやり、人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・縦割り班活動での異学年交流、集会活動の充実
- ・地域の方とのかかわり合いを生かした学習活動の推進

◇互いに認め合い、自分の良さに気付く特別活動

- ・主体的な活動を促し、自治的な力を育む委員会活動、係活動

◇体験と関連づけた、よりよい人間関係を高める道徳教育

- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間、各教科の体験活動と関連を図った道徳学習

◇人権・同和教育の推進

- ・望ましい人間関係の醸成につながる取組
- ・人権集会、周布小みんなともだち宣言

◇豊かな心や考える力を育てる読書活動の推進

◇望ましい情報社会に参画するための情報モラル教育の推進

3. いじめ早期発見の取組

いじめは、大人の目に触れにくかったり、遊びや悪ふざけといった捉えで行われたりする。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかという意識をもって、早い段階から複数の教職員で積極的に認知するように努める。日頃の児童理解に努め、教職員相互の児童の情報交換を行い、情報を共有しながら進めていく。児童理解やいじめ認知のために、経過的にさまざまな方策を講じていく。

- 複数教職員による日々の児童観察・・・登下校時、学習活動時、休み時間等
- 生徒指導職員会議・・・気になる児童の情報を全体で共有し、統一した指導を図る
- アンケートQ U、教育相談、なかよしアンケートの実施
- スクールカウンセラーによるカウンセリング・・・月2回程度
- 保護者や地域との懇談、連絡会などへの参加と情報交換を通して児童の学校内外の様子を把握
- 「いじめ防止対策委員会」によるいじめ情報の認知
- 「いじめ問題対応の手引き」等を活用した職員研修の実施

4. いじめに関わる指導体制

(1) いじめ防止対策委員会

- ◇校長、教頭、主幹教諭（児童支援担当兼務）、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任（状況に応じて子どもと親の相談員、SC、SSW、学校評議員、民生児童委員、学校医、PTA役員等を加える）
- ・本委員会は、本校いじめ対策の中核をなす。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取組について検討し、取組を評価・検証して改善を図る。
- ・いじめ発生時には、教育委員会、警察、児童相談所等との連携の窓口となる。
- ・校内だけでなく、地域等でのいじめの認知も積極的に行う。
- ・重大事態発生時には、第三者を入れた「いじめ調査委員会」を設置する。

(2) 校内いじめ対応チーム

- ◇校長、教頭、主幹教諭（児童支援担当兼務）、生徒指導主任、養護教諭、関係学年主任、学級担任
- ・校内のいじめ対応について協議しながら対策を立てる。全教職員での共通理解を図る。
- ・立てた策を役割分担しながら実行し、いじめを解決していく。

(3) 生徒指導体制

- ・組織的な生徒指導の推進 ・正確な事実確認 ・報告・連絡・相談の徹底
- ・情報共有・共通理解の促進（生徒指導職員会議、生徒指導対応ケース会議）

問題行動詳細で誰もが情報を共有できるようにしておく。（令和5年度フォルダにショートカットあり）

- ・情報の記録と活用 ・日頃の地域、保護者、関係機関との連携

(4) 教育相談体制

- ・定期・臨時の教育相談、なかよしアンケートの実施
- ・アンケートQ Uの活用
- ・スクールカウンセラーの活用

5. いじめに対する早期対応



(1) いじめ防止対策委員会によるいじめの認知と対応方針の決定

- ①情報の整理→教職員で共通理解を図る
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童（観衆、傍観者）の様子
- ②対応方針
 - ・緊急度の確認・・・「自死」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ③役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導及び支援担当

- ・ 周囲の児童と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当
- ・ 関係機関への対応担当

(2) 事実の究明と支援・指導

- ・ いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行うとともに、その児童の心理状態についても把握に努める。必要に応じて、当該児童や保護者の心のケア等の対応について、外部の専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。
- ・ いじめを行った児童からも事実関係の聴取を行い、いじめを行ったことが確認された場合、いじめをやめるよう指導し、再発防止に努める。また、いじめを行った児童が抱える課題等、いじめの背景にも目を向け、適切な教育的配慮を行う。
- ・ いじめの現場に居合わせた児童には、自身と事象の関わりを振り返らせ、その状況に応じた指導を行う。
- ・ 事実関係の聴取の際は、いじめの状況、いじめのきっかけ等を丁寧に聞き、事実に基づく指導が行えるようにする。また、聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順に行う。

- 状況（事実）確認は人目につかない場所や時間帯に配慮すること
- 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所等に配慮すること
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進めること
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意を払うこと
〈状況（事実）確認の段階ではではないこと〉
- ▲ いじめられた児童といじめた児童を同じ場所で事情を聴くこと
- ▲ 注意、叱責、説教だけで終わること

(3) 保護者への連絡

- ・ 事実が明らかになった時点で、双方の保護者に速やかに電話連絡または家庭訪問を行う。学校で把握した事実を正確に伝え、学校としての対応の方針を具体的に話す。
- ・ いじめられた児童の保護者には、事実関係の報告や当該児童への対応等についても情報を共有する。その後も対応経過をこまめに連絡するとともに、児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめを行った児童の保護者には、事実関係を連絡し、学校の指導について理解を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・ 児童が自死あるいは自死を企図した場合、心身に傷害をおった場合、金銭を奪い取られた場合、精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・ 年間30日以上を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。学校設置者や関係機関と連携しながら、以下のような対応に当たる。
 - ① 学校の下に重大事態の調査組織（いじめ調査委員会）を設置
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ③ いじめられた児童及びその保護者に対して事実関係、その他の必要な情報を適切に提供
 - ④ 調査結果を学校の設置者に報告
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

7. 教職員の資質向上, 地域・家庭連携に向けた取組

(1) 教職員研修について

- ・いじめ防止に関する校内研修の実施
- ・授業力向上のための研修
- ・アンケートQ U活用研修
- ・人権意識を高める人権・同和教育研修
- ・S Cによる教育相談研修

(2) 地域や家庭との連携

- ・いじめ問題に関する広報活動（学校だより, 学校ホームページ等）
- ・P T A活動の推進（保護者・教職員の協同, 保護者と児童とのかかわり）

8. いじめ防止のための年間取組計画 (R4. 5. 9 現在)

月	校内体制	授業づくり・集団づくり	保護者	早期発見・対応
通年	児童に関する情報交換	縦割り班そうじ 業間マラソン（記録会前）	P T Aによる街頭指導	全職員による児童観察
4	「いじめ防止基本方針」, 「よい子のきまり」,「学習の約束」, 「遊びのきまり」の確認	学級開き 校外班会 陸上大会練習 児童総会	P T A総会 学級経営方針の説明	
5	学級経営案の作成	小体連陸上大会 縦割り班編成		
6	人権・同和教育研修 S C研修（教育相談研修） アンケートQ U	マラソン記録会 宿泊研修 修学旅行	人権・同和教育に関する授業公開	なかよしアンケート 教育相談
7	夏休み前の生活指導	人権集会 校外班会	個人懇談	
8	アンケートQ U活用研修 人権・同和教育研修 S C研修			Q U結果分析
9		秋季大運動会		
10	いじめ問題事例研修	体操大会練習 体操大会	性に関する学習の授業公開	
11	アンケートQ U ネットいじめ問題研修	マラソン記録会 学習成果発表会 連合音楽祭		
12	冬休み前の生活指導	人権集会	個人懇談	なかよしアンケート 教育相談
1		マラソン記録会	ふれあい講演会	Q U結果分析
2		人権集会 児童総会		
3	春休み前の生活指導	6年生を送る会 校外班会		

9. いじめ防止基本方針の評価

評価にあたっては、いじめの有無や量の評価対象にするのではなく、日頃からの児童理解や未然防止、早期発見の取組、また、いじめ発生時の適切な対応についての評価になるように特に留意する。また、PDCAサイクルにより、評価で挙げられた課題について、改善策を考え実行していくような評価に努める。

- いじめ防止対策委員会による評価
- 教職員による取組評価
- 保護者・地域による学校評価

10. いじめ対応の手順

